

茨木市自転車利用環境整備計画（概要版）

平成 27 年 3 月

第 1 章 はじめに

■背景と目的

本市では他都市と比較して自転車の利用が多く、大阪府全体において自転車関連事故の件数が減少傾向にある中、依然として自転車関連の事故が多い状況にあります。

本計画は、誰もが「住みやすい・移動しやすい」と実感できるまちづくりをテーマに、安全で快適に移動できる自転車利用環境を創出することを目的に策定しました。

■計画期間（目標年次）

計画期間は平成 27 年度から 10 年間とします。

本計画は、概ね 5 年後に施策の進捗を確認し、次の 5 年間で実施する施策について必要に応じて見直しを行います。また、概ね 10 年後には施策全体の評価、見直しを行います。



■対象区域

対象は、茨木市全域とします。

第 2 章 自転車を取り巻く現状と課題

【項目】

【現状】

【課題】

①自転車通行空間

□本市では、人口千人当たりの自転車事故発生率が大阪府下で 4 番目に高く、近隣市と比較しても高い状況です。

<市町村別人口千人あたりの自転車関連事故件数（H25）>

順位	市町村	事故件数
1位	泉大津市	2.55
2位	忠岡町	2.37
3位	大阪市	2.1
4位	茨木市	2.04
5位	岸和田市	1.89

参考データ：
大阪の交通白書（平成 25 年）

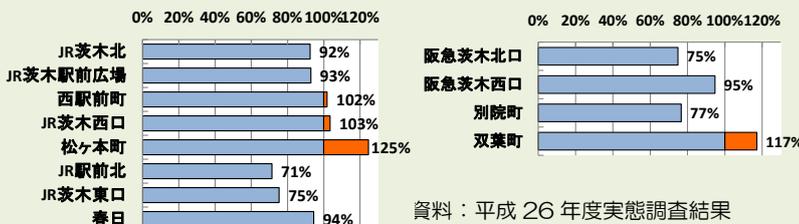
□安全で快適な自転車通行空間が不足。

□限られた空間の中で、計画的な自転車通行空間の整備を図ることが必要。

②自転車駐車環境

□JR 茨木駅・阪急茨木市駅の駅に近い一部の市営自転車駐車場で需要が容量を超過しています。

<自転車駐車場需要に対する容量割合>



資料：平成 26 年度実態調査結果

□局所的に集中する市営自転車駐車場の駐車需要の分散が必要。

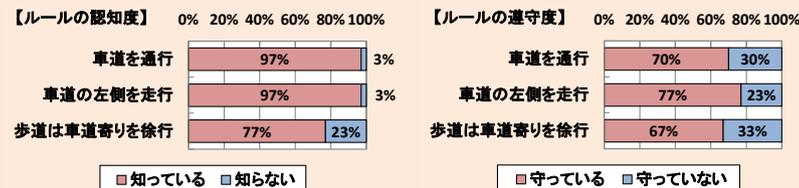
□駅周辺全体の自転車駐車需要の抑制を図ることが必要。

□現在の放置自転車対策だけでは不十分。

③交通ルール・マナー

□自転車通行ルールに関しては、知っているが、守っていない人が多い状況にあります。

<自転車利用者のルール認知度と遵守率>



資料：平成 26 年度ヒアリング調査結果

□交通ルールに関する正しい知識の周知やルール遵守、意識の醸成を図ることが必要。

□自転車に対する取締等が必要。

④自転車利用促進

□茨木市は、市内全域に見所が点在しており、数多くの観光スポットを有していますが、これら観光スポットを周遊するためのサイクリングロード等の位置付けはされていない状況です。

□自転車は駅端末交通手段として利便性が高く、本市の交通状況・地形的条件からも、主要駅からの移動に適しています。

□観光施設への自転車利用を図るためのツールが不足。

□自動車利用を抑制し、公共交通機関等を用いた交通への転換が必要。

第3章 計画の目標と基本方針

■基本理念

自転車通行空間の整備をはじめ、自転車乗用中の交通ルールの遵守やマナーの向上等により、安全・安心で快適な自転車利用環境の創出を図るとともに、自転車関連事故件数を減少させることで、誰もが「住みやすい・移動しやすい」と実感できるまちづくりを目指します。

■計画の目標（数値目標）

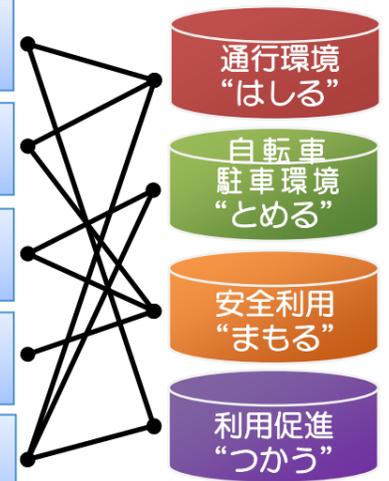
本計画における達成度を検証するため、計画期間である10年間で目指す目標を以下のように設定します。

<3つの数値目標>

目標項目	現況	目標
【目標1】自転車の道路利用満足度の向上	28.4%	32%
【目標2】自転車関連事故件数の減少	2.04件/千人・年	1.83件/千人・年
【目標3】放置自転車台数の減少	871台/日	784台/日

■目標の実現に向けた基本方針と計画の4つの柱

基本方針①	地域の課題やニーズに応じた自転車ネットワークを整備することにより、快適性・利便性の向上を図ります。
基本方針②	自転車通行空間の整備により、歩行者・自転車・自動車のそれぞれの通行空間を明確にすることで、自転車関連事故を防止し、安全な自転車利用環境の創出を図ります。
基本方針③	自転車駐車場の適正な配置により、便利で使いやすい自転車駐車環境の創出を図るとともに、自転車駐車マナーの啓発に努めます。
基本方針④	歩行者・自転車・自動車利用者の交通ルールの周知徹底と利用マナーの啓発により、思いやりのある環境を目指します。
基本方針⑤	使いやすい自転車の利用環境を整備し、自転車利用を促進することで、市内の回遊性を高め、中心市街地や観光地の活性化を図ります。



第4章 自転車利用環境整備に向けた取組

■自転車ネットワーク路線の選定

安全で快適な自転車利用環境を効果的・効率的に整備するため、茨木市内における自転車ネットワーク路線を選定します。

■優先整備対象路線の選定

自転車ネットワーク路線のうち、特に優先して取組んでいく必要のある路線を「優先整備対象路線」として選定しました。

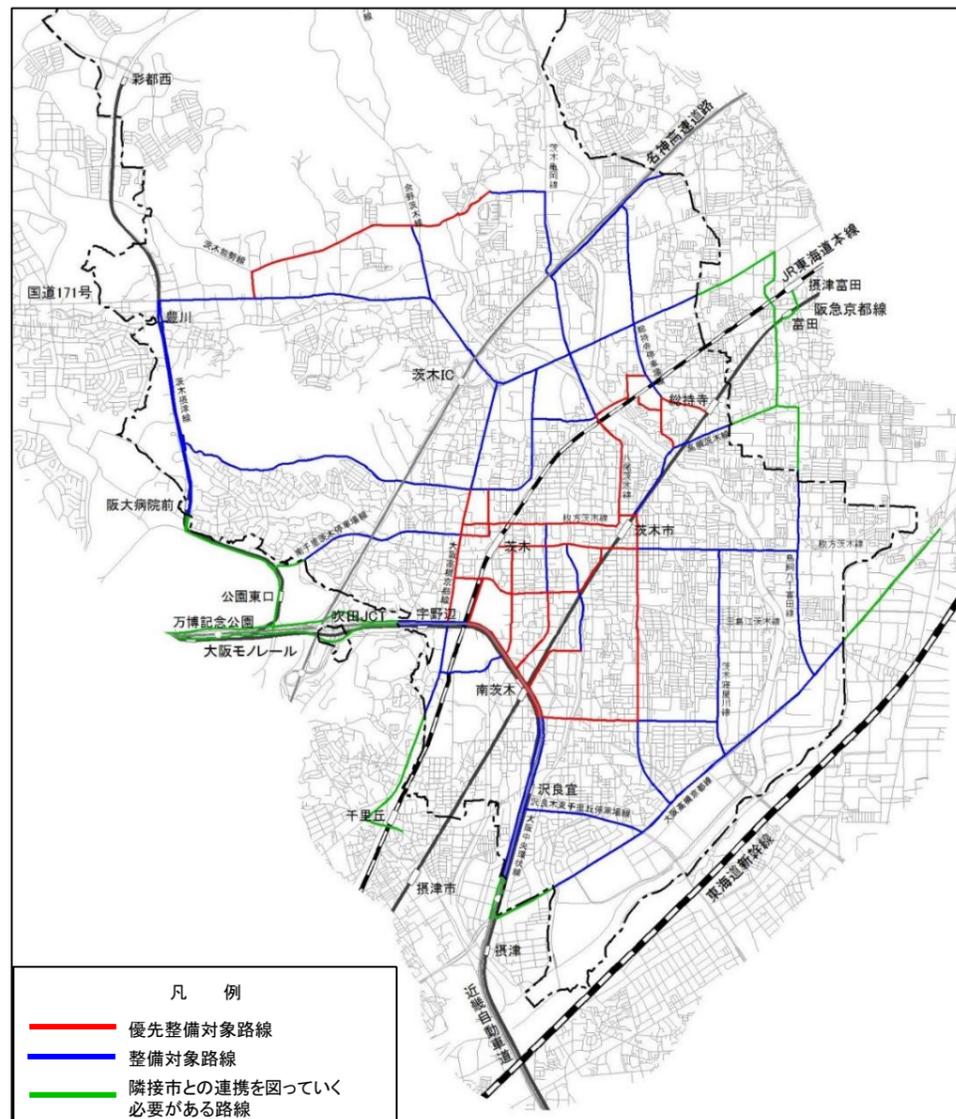
選定にあたっては、歩行者と自転車の安全性と利便性を高めるため、利用者の多い主要駅（JR茨木駅、阪急茨木市駅、南茨木駅、総持寺駅）周辺を中心としたバリアフリー基本構想で検討している重点整備地区の範囲をベースに、駅へアクセスする路線を抽出しました。

■整備形態の選定

自転車ネットワーク路線の整備にあたっては、交通状況を踏まえ、自転車や歩行者の通行の安全を確保するために、道路の一部を自動車交通から分離するなど以下の3つの整備形態を設定します。

- ・自転車道
- ・自転車専用通行帯
- ・自転車レーン(車道混在型)

<自転車ネットワーク路線>



■施策体系別の取組内容

1. 通行環境 “はしる”	[施策 1] 自転車ネットワーク路線の整備	取組 1 : 優先整備対象路線の整備 取組 2 : その他整備対象路線の整備
	[施策 2] 自転車ネットワーク路線以外の安全対策	取組 3 : 自転車指導線の整備
	[施策 3] JR 茨木駅・阪急茨木市駅付近の自転車駐車場の効率的な活用	取組 4 : 自転車駐車場満車時における他の市営自転車駐車場への誘導 取組 5 : 利用状況に応じた料金体系の見直し 取組 6 : 民間事業者(鉄道事業者等)の既存自転車駐車場の有効活用
2. 自転車駐車環境 “とめる”	[施策 4] JR 茨木駅における自転車需要の抑制	取組 7 : 自転車の共同利用による自転車需要の抑制
	[施策 5] 阪急茨木市駅周辺等の放置自転車対策の展開	取組 8 : 民間事業者(商店街等)と連携した放置自転車対策の実施 取組 9 : 放置自転車撤去活動の継続的な実施 取組 10 : 自転車の放置に対する啓発の徹底 取組 11 : 自転車を放置しにくくする工夫 取組 12 : 放置自転車が多い箇所を対象に路上自転車駐車を増設 取組 13 : 自転車駐車場へ誘導するための路面標示や案内標識等の設置
	[施策 6] ルール周知、マナー向上、リスク対策	取組 14 : 自転車通行ルールの周知、マナー向上の徹底 取組 15 : ルール遵守に向けたインセンティブの付加 取組 16 : 自転車事故に対するリスク対策の周知
	[施策 7] 自転車利用者に対する指導・取締、啓発活動の実施	取組 17 : 自転車利用者に対する指導・取締の充実 取組 18 : 啓発活動の担い手の育成
	[施策 8] 茨木市民や来訪者に対する自転車利用環境の向上	取組 19 : 自転車通行マップの作成 取組 20 : 自転車用看板の設置、サイクリングコースの検討
3. 安全利用 “まもる”	[施策 9] 自動車利用から公共交通機関等への転換	取組 21 : モビリティマネジメントによる自転車利用促進 取組 22 : 来訪者によるレンタサイクル、コミュニティサイクルの活用促進策の検討
4. 利用促進 “つかう”		

■主な取組内容

通行環境“はしる”

自転車ネットワーク路線を実際に自転車通行空間として整備していくにあたっては、国が定めたガイドラインをもとに、自転車や歩行者の通行の安全を確保するため、3つの整備形態（自転車道、自転車専用通行帯、自転車レーン(車道混在型)）を設定し、整備を図ります。

<自転車道>



※写真は一方通行の整備事例

<自転車専用通行帯>



<自転車レーン>



自転車駐車環境“とめる”

JR 茨木駅・阪急茨木市駅の駅に近い市営自転車駐車が満車時には、SNS※を活用して、他の市営自転車駐車場への誘導を行います。

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネットを活用したサービスである。ツイッター、フェイスブックが知られている。

<SNSによる満車・代替駐車場情報（イメージ）>



[茨木市駐輪場情報]
○月○日(○)×時×分時点
△△自転車駐車場は大変混雑しております。□□自転車駐車場をご利用ください。

安全利用“まもる”

自転車通行ルールを遵守することによる安全性向上や、自転車通行ルールに関する知識が正しく認知されていないことから、自転車による事故発生の危険性が高まっています。そのため、交通ルールに関する正しい知識の周知やルール遵守、意識の醸成を図ります。

<看板の設置>



<ルール・マナーのイベント>



利用促進“つかう”

本市に訪れる観光客などの自転車利用を促進するため、自転車利用による主要施設までの到達時間を提示する看板の設置や、北部地域など市内の観光地の回遊を支援するサイクリングコースの設置を検討します。

また、観光施設への自転車の積極的な活用ができるまちの案内情報を載せた自転車通行マップを提供します。

第5章 計画の推進に向けて

■進行管理

本計画に示した各種の取組を推進していくため、本計画(Plan)の取組を実施(Do)するとともに、定期的な取組実施の評価(Check)を行い、必要に応じて計画の見直し(Action)を実施していきます。

■推進体制

道路管理者・交通管理者・関係行政機関・市民が相互に連携し、各取組を一体的に推進していくための協力体制の構築、取組の進捗状況や課題等の共有化を図ります。また、地域住民、学生、商業者といった多様な主体の参画を市が中心となって促し、自発的な取組に結びつけていくことを目指します。

<PDCA サイクル>

